

仙北市告示第90-2号

新型コロナウイルス感染症対応宿泊施設等受入態勢促進整備事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年5月14日

仙北市長 門脇光浩

新型コロナウイルス感染症対応宿泊施設等受入態勢促進整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客のニーズや旅行形態に変化が生じていることから、新たな旅行スタイルに対応するため、受入態勢整備を促進する事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて、仙北市補助金交付規則（平成17年仙北市規則第39号。以下「規則」という）に定めるもののほか、新型コロナウイルス感染症対応宿泊施設等受入態勢促進整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県事業支援型 秋田県事業「コロナ対策観光宿泊施設受入態勢整備促進事業」に申請し採択となった事業者を対象とした事業
- (2) 小規模整備型 「県事業支援型」対象外の事業者を対象とした事業

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の対象となる施設は、仙北市内において、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項、第3項又は第4項の営業を行っている、又は同法の許可を受け営業を行うことが予定されている施設とする。ただし、国及び地方公共団体が所有する施設、地方公共団体等の出資比率が25%を超える法人が所有する施設、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号の施設（これに類するものを含む。）及び市税を滞納している施設は補助対象としない。

2 同条第1項にかかる施設以外で、事業の目的に資すると市長が認めたものは補助金交付対象者とする場合もある。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、補助対象施設及びこれに付随する設備の新設、改修（単

純な経年劣化等による改修や修繕、設備更新を除く。)にかかるもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 秋田県事業「コロナ対応観光宿泊施設受入態勢整備促進事業」に申請し採択となった事業（県事業支援型）
- (2) リモートワーク等に対応したワークスペースや通信環境の整備
- (3) 家族・小グループの長期滞在に適した客室や貸切風呂等の整備
- (4) 企業の研修受入に対応した多目的スペースや食事処の整備
- (5) 施設内におけるトイレ蓋の自動開閉化や蛇口の自動水栓化など非接触対応設備の整備
- (6) コロナ対策を目的とした換気設備等の整備
- (7) その他市長が特に必要と認めたもの

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業に係る経費で別表に掲げる経費とする。

- 2 補助対象経費は、消費税を含まない額とし、千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、次の各項の定める額で予算に定めた額の範囲内とする。

- 2 県事業支援型は、補助率を県補助対象残額の2分の1以内とし、上限を250万円とする。ただし、予算限度額を超えた際には、予算の範囲内で応募者の補助対象額事業規模による案分とする。
- 3 小規模整備型は、補助率を事業費の2分の1以内とし、上限を100万円とする。

（補助金への応募）

第7条 補助金を申請しようとする者は、事前に応募申込書により申請する意思を示さなくてはならない。

（補助金の交付に関する手続き）

第8条 補助金の交付に関する手続きは、仙北市補助金等交付規則（平成17年仙北市規則第39号）に定めるところによる。

- 2 補助金の交付決定について、第4条1号にかかる事業（県事業支援型）は別に定める募集期間に応募があった事業を対象とする。それ以外の事業（小規模整備型）については、申請のあった順に事業内容を審査し、決定するものとする。

（実績報告の期限）

第9条 補助対象事業の実績報告は、令和4年2月28日まで、必要書類を添えて提出するものとする。

(補助期間)

第 10 条 補助金を交付する期間は、令和 3 年度までとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和 3 年 5 月 2 1 日から施行する。

別 表(第 5 条関係)

補助対象経費	設計費、建築・設備工事費、修繕費、備品購入費（システム導入を含む。） 等であって、事業の目的を達成するために必要と認められる経費
--------	---